明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一六三）　二

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六四）　四

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六五）　六

〔省　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（外務七）　六

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務六七）　六

○ギリシャ共和国政府との間で交換された短期旅行者に対する査証の相互免除に関する書簡並びに外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（外務一六六）　七

○スイス連邦政府との間で交換された一時滞在者の査証相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一六七）　七

○スイス連邦政府との間で交換された一時滞在者の査証相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止（リヒテンシュタイン公国政府への通報）に関する件（同一六八）　七

○スロバキア共和国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者等に対する査証の相互免除に関する口上書並びに一部査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一六九）　七

○ポーランド共和国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者等に対する査証の相互免除に関する口上書並びに一部査証及び査証料の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一七〇）　七

○アルゼンチン共和国政府との間で交換された旅券査証の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一七一）　七

○インド政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一七二）　七

○ウクライナ政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一七三）　七

○ウルグアイ東方共和国政府との間で交換された一部査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一七四）　七

○カンボジア王国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一七五）　七

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業六）　八

○平成二十年国土交通省告示第九百三十四号の一部を改正する件（国土交通五八六）　九

○道路に関する件（関東地方整備局一九四、一九五）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

法務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国家試験

令和二年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

防衛省共済組合定款の一部変更関係　三

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。